

議案第 69 号

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

道路占用料の額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市道路占用料徴収条例(昭和 33 年羽曳野市条例第 100 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	金額	
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	電柱	電柱	3,400 円	
		支柱	3,500 円	
		支線柱	1,600 円	
		支線	680 円	
	電話柱	電話柱	1 本につき 1 年	2,000 円
		支柱		2,800 円
		支線柱		1,500 円
		支線		680 円
	その他の柱類			200 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	20 円
	地下電線その他地下に設ける線類			12 円
	路上に設ける変圧器		1 個につき 1 年	2,000 円
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	4,000 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700 円	
その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,000 円	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの		83 円	
	外径が 0.07 メートル以上 0.10 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	120 円
	外径が 0.10 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			180 円

	外径が 0.15 メートル以上 0.20 メートル未満のもの		240 円	
	外径が 0.20 メートル以上 0.30 メートル未満のもの		360 円	
	外径が 0.30 メートル以上 0.40 メートル未満のもの		480 円	
	外径が 0.40 メートル以上 0.70 メートル未満のもの		830 円	
	外径が 0.70 メートル以上 1.00 メートル未満のもの		1,200 円	
	外径が 1.00 メートル以上のもの		2,400 円	
	マンホールその他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円	
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			4,000 円	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000 円	
	地下に設ける通路		1,200 円	
	その他のもの		4,000 円	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	40 円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	400 円	
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	400 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,000 円
	標識		1 本につき 1 年	3,200 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	40 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	400 円
	幕(政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	40 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	400 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	4,000 円
		その他のもの		2,000 円
	政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	400 円
その他のもの		1 メートル又は 1 平方メートルにつき 1 月	400 円以内の額	

備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満である場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、これらを1月として計算するものとする。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 1件の占用料の額が100円未満である場合は、これを100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧						
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表 道路占用料金表						
占用物件		単位	金額	占用物件		単位	金額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	3,400円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	本柱、支柱、支線	1本につき1年	2,600円		
		支柱	3,500円			電話柱	柱、支線	1本につき1年	1,100円	
		支線柱	1,600円		その他の柱類		1本につき1年	2,600円		
		支線	680円		電話柱	公衆電話所	1個につき1年	3,100円		
	電話柱	電話柱	1本につき1年			2,000円	送電塔	1㎡につき1年	3,100円	
		支柱	2,800円			供架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	10円		
		支線柱	1,500円			地下電線その他地下に設ける線類	1mにつき1年	5円		
		支線	680円		その他のもの	1㎡につき1年	3,100円			
	その他の柱類				200円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管・下水道管・ガスパ管等	外径が0.1m未満のもの	1mにつき1年	150円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		20円			外径が0.1m以上0.2m未満のもの		210円
地下電線その他地下に設ける線類			12円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	440円					
路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,000円	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1,100円					
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	外径が1.0m以上のもの	1,600円					
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,000円	マンホールその他これに類するもの				1㎡につき1年		1,700円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700円	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条に掲げる	看板		1㎡につき1年	5,100円		
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,000円	標識類	1本につき1年	2,400円				
法第32条第1項第2号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	83円	工事用施設	1㎡につき1年	5,100円				
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		120円							

物件	外径が 0.10 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			180 円	物件			
	外径が 0.15 メートル以上 0.20 メートル未満のもの			240 円		その他のもの	1m 又は 1 m ² に つき 1 年	5,100 円 以内の額
	外径が 0.20 メートル以上 0.30 メートル未満のもの			360 円				
	外径が 0.30 メートル以上 0.40 メートル未満のもの			480 円				
	外径が 0.40 メートル以上 0.70 メートル未満のもの			830 円				
	外径が 0.70 メートル以上 1.00 メートル未満のもの			1,200 円				
	外径が 1.00 メートル以上 のもの			2,400 円				
	マンホールその他これに 類するもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,200 円				
	法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に 掲げる施設			4,000 円				
法第 32 条第 1 項 第 5 号に 掲げる 施設	上空に設ける通路		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2,000 円	備考	<p>1 占用期間が 1 年未満のものは、月割計算によるものとし、1 月未満の 端数は 1 月として計算する。</p> <p>2 占用面積が 1 m²未満の端数は 1 m²とし、占用の長さが 1m 未満の端数 は 1m として計算する。</p> <p>3 1 件の占用料の額が 100 円未満の場合は 100 円とし、100 円を超える 場合で 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。</p>		
	地下に設ける通路			1,200 円				
	その他のもの			4,000 円				
法第 32 条第 1 項 第 6 号に 掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 日	40 円				
	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円				
道 路 法 施 行 令 (昭和 27	看板(ア ーチであ るものを	一時的に設け るもの	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円				
		その他のもの	表示面積 1 平方メ	4,000 円				

年 政 令 第 479 号。以下 「政令」 と い う。)第7 条第1号 に 掲 げ る 物 件	除く。)		メートルにつき1年	
	標識		1本につき1年	3,200円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	40円
		その他のもの	1本につき1月	400円
	幕(政令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	40円
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	400円
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	4,000円
その他のもの			2,000円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メ ートルにつき1月	400円
その他のもの			1メートル又は1平 方メートルにつき 1月	400円 以内の額

備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満である場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、これらを1月として計算するものとする。
- 2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平

方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

3 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいうものとする。

4 1 件の占用料の額が 100 円未満である場合は、これを 100 円とし、100 円を超える場合で 10 円未満の端数があるときは、その端数を 10 円に切り上げる。